

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 28 日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局
介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

介護ワンストップサービスにおける事務の運用について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年6月15日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等において、介護保険に係るサービス検索や申請手続について本年度からオンライン化(介護ワンストップサービス)を進めることとされていることから、実現に向けて取り組んでまいりました。

これに関して、平成30年12月21日付事務連絡「介護保険に係る申請手続のオンライン化(介護ワンストップサービス)の実現に向けた取組について(情報提供)(その2)」(別添)等において介護ワンストップサービスの実現に向けた取組内容等をお示するとともに、介護ワンストップサービスの具体的な運用を示す事務連絡を別途提示することとしていたところです。

つきましては、介護ワンストップサービスにおける具体的な事務の運用について、別紙のとおりお示いたしますので、貴職におかれては、内容について十分御了知の上、管内保険者へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、「申請や届出手続きの検索・比較」の登録方法、及び登録内容のひな形につきましては、別途お示いたしますので、御参考の上、登録いただきますようよろしくお願いいたします。

介護ワンストップサービスにおける事務の運用について

1. 介護ワンストップサービスの目的

介護ワンストップサービスは、介護に関わる方の負担の軽減を図るため、地方公共団体における介護関連の申請等について、内閣府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス(※)」を活用することで、介護保険制度や申請手続の検索・オンライン申請を可能とするものです。

介護ワンストップサービスへの対応については、保険者に義務付けるものではありませんが、デジタル・ガバメントを推進する観点から、保険者として積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※ URL: <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

2. 介護ワンストップサービスの対象となる手続

介護ワンストップサービスの対象は、以下の9手続です。

- ① 要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更)
- ② 居宅介護(予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- ③ 負担割合証の再交付申請
- ④ 被保険者証の再交付申請
- ⑤ 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ⑥ 介護保険負担限度額認定申請
- ⑦ 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- ⑧ 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請

3. 本人確認の措置

介護ワンストップサービスにおいて申請等手続が可能となる者は、マイナンバーカードを保有する個人となります。また、申請者が代理人の場合(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第35条第4項等に基づき、指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが被保険者に代わって申請を行う場合を含む。以下同じ。)は、当該代理人がマイナンバーカードを保有する必要があります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)では、個人番号を利用する事務において、本人等から個人番号の提供を受けるときは、番号確認及び身元確認等を行わなければならないこととされています。このことから、介護ワンストップサービスにおける番号確認及び身元確認等については、以下のとおりとします。

(1) 本人による申請の場合

本人が自ら申請を行う場合、①本人の番号、②本人の身元の2つを確認する必要があります。それぞれの場面で必要となる措置は以下のとおりです。

① 番号確認

保険者において、地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワーク)への確認や、

住民基本台帳の確認等によって番号確認をしてください。

②身元確認

本人の身元確認は、本人のマイナンバーカードを利用した電子署名により確認してください。

(2)代理人による申請の場合

代理人が申請を行う場合、①本人の番号、②代理人の身元、③代理権の3つを確認する必要があります。それぞれの場面で必要となる措置は以下のとおりです。

①番号確認

保険者において、地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワーク)への確認や、住民基本台帳の確認等によって番号確認をしてください。

②身元確認

代理人の身元確認は、代理人のマイナンバーカードを利用した電子署名により確認してください。

③代理権の確認

代理権の確認は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状によって行われますが、これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の保険者が適当と認められる書類の添付で確認することとなります。(具体的な書類の確認方法は4に記載のとおりです。)

4. 電子申請における添付書類の取扱い

申請等に当たり必要となる添付書類は、その内容が確認できるものであれば、書類をスキャンしたPDFや書類を撮影した画像でも受付可能とすることとしますが、保険者の判断により、次に掲げる期間の範囲内において、原本の提出を求めても差し支えないこととします。その際、ぴったりサービスのサービス検索画面において手続詳細説明画面の「手続に必要な添付書類」欄に提出期限を明記してください。

1. 申請に添付する書面 申請を行った日から結果通知を発出するまでの期間
2. 届出に添付する書面 届出を行った日から3ヶ月を経過するまでの期間

なお、①要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更)、②居宅介護(予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、④被保険者証の再交付申請の手続で添付を求めている「被保険者証」、及び③負担割合証の再交付申請の手続で添付を求めている「負担割合証」については、別途郵送にて送付を求める取扱いとします。

5. 電子申請における押印の取扱い

「2. 介護ワンストップサービスの対象となる手続」の②～⑨の手続については、法令上、申請時に押印を求めています。そのため、これらの手続については、保険者の判断により、申請書原本(押印済)の受理を省略しても差し支えないこととします。

なお、①要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更)については、指定居宅介護支援事業者等が代理申請を行う場合は、介護保険法施行規則第35条第4項等に規定されているとおり、指定居宅介護支援事業者等が代理申請を実施する場合は、指定居宅介護支援事業者等の記名押印を必須として

いますが、電子証明書等を用いることによりオンライン申請することが可能となります。

6. 電子申請における申請受付日の取扱い

申請等の受付日は、保険者が申請データを閲覧できる環境になった時であり、申請者がオンライン申請を行い、保険者がメンテナンス画面で当該申請データを閲覧できることになった時点が受付日となります。

保険者が民間送達サービスを利用し、申請等を郵送で受け取る場合においても、申請者がオンライン申請を行った時点が保険者が閲覧できることになった時点であり、当該時点が受付日になります。補正を求め、マイナポータルから申請等の再提出を受けた場合の受付日については、補正を求めることとなった当初の申請等の受付日とします。

別添

事務連絡
平成30年12月21日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険に係る申請手続のオンライン化(介護ワンストップサービス)の実現に向けた
取組について(情報提供)(その2)

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
介護ワンストップサービスの実現に向けた取組につきましては、平成30年10月2日付事務連絡「介護保険に係る申請手続のオンライン化(介護ワンストップサービス)の実現に向けた取組について(情報提供)」(別添1)において取組内容等をお示したところです。標記取組に係る支援措置を盛り込んだ平成31年度政府予算案及び平成30年度第2次補正予算案が本日閣議決定いたしました(別添2)。本案に含まれた支援措置については、今後国会において審議を経た後に最終化されることとなりますが、現時点の内容等をお示しいたしますので、管内保険者等への周知をお願いいたします。

記

第1 介護ワンストップサービスの実現に向けた取組に係る支援措置の内容

別添1第2の1に記載しておりましたが、オンライン申請を実施するに当たり、各自治体でシステム改修等を要する場合、一定の要件を満たした際に、このシステム改修費用の2分の1を上限とした補助金を交付いたします。補助要件等の諸手続については、別途ご案内します。

第2 今後のスケジュール

別添1第2の2で今後のスケジュールをお示しましたが、改めて以下のとおり今後のスケジュールをお示いたします。なお、行政手続のオンライン化を実施しない保険者におかれましても、「ぴったりサービス」における「申請や届出手続の検索・比較」の実現にご協力いただきますようお願いいたします。

時期	内容
2018年12月末	○ 当課から事務運用指針 ¹ 及び「申請や届出手続の検索・比較」の登録内容のひな形 ² 、自治体向けガイドライン ³ を各保険者に送付
2019年1月下旬 ～2019年3月末まで	○ 各保険者において、ひな形を踏まえ、「申請や届出手続の検索・比較」に必要な情報を「ぴったりサービス」に登録 ○ 電子化を検討いただける各保険者において、見積もり等の準備の実施 ○ 「ぴったりサービス」における届出・手続の検索・比較の実施
2019年4月以降	○ 保険者において、システム改修等を行った上で、介護保険に係る「オンライン申請」受付を順次実施

第3 問合せについて

介護ワンストップサービスの問い合わせは、以下の担当者までお願いします。また、デジタルPMOの問合せフォームからお寄せいただくことも可能ですので、併せてご活用ください。

第4 その他

第2のとおり、今後予定されている「申請や届出手続の検索・比較」の登録内容のひな形や介護ワンストップサービスの運用に必要な事務運用指針については、別途連絡を致します。

また、本事務連絡について、必要に応じ、管内市町村の電子行政推進担当部局(課)に共有いただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係

担当：中島・三谷

電話：03-5253-1111(内線：2260)

メール：nakajima-yukiko@mhlw.go.jp

¹ 電子化する各種手続及び当該手続の電子化に当たっての具体的な運用を示す事務連絡。

² 内閣官房が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」に各保険者の手続内容を掲載いただくに当たり、参考としていただく当該手続の標準的な内容を記載したもの。

³ 介護ワンストップサービス開始に向けて、地方公共団体で対応が必要となるシステム整備等の作業項目とその対応内容を内閣官房がガイドラインとして取りまとめたもの。

事務連絡
平成30年10月2日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険に係る申請手続のオンライン化(介護ワンストップサービス)の実現に向けた
取組について(情報提供)

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
平成30年6月15日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等において、介護保険に係るサービス検索や申請手続について、本年度からオンライン化を進めることとされていることから、当課においてオンライン化に係る検討を進めているところです。これに関して、今後、保険者における対応が必要になること等を踏まえ、介護ワンストップサービスの実現に向けた取組に係るスケジュール等について下記のとおりお知らせしますので、管内保険者への周知に特段のご配慮をお願いします。

記

第1 介護ワンストップサービスの趣旨

高齢化が進展し、要介護・要支援認定者が増加する中、行政手続の簡素化や、情報を分かりやすく提供すること等により、介護者等の負担軽減を図る必要があると考えます。ワンストップサービスを実現することで、介護者(家族)の不安の軽減やケアマネジャー等の介護に従事する方の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や悪化の予防につながるような支援へ注力できるようになることを目的としています。

なお、介護保険に係る申請手続のワンストップサービスへの対応については、保険者に義務付けるものではありませんが、以上の趣旨やデジタル・ガバメントを推進する観点から、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

第2 介護ワンストップサービスの内容

1 介護ワンストップサービスについて

別添のとおり、内閣官房が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」(URL: <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search> 現在は子育てに係るサービスのみが実施されています。)を利用し、(1)申請や届出手続の検索・比較、(2)マイナンバーカードを用いたオンライン申請を可能とします。なお、ワンストップ化を行う具体的な手続は現在検討中のため(※)、確定し次第、追ってお知らせします。

また(2)のオンライン申請を実施するに当たり、各自治体でシステム改修等を要する場合があります。一定の要件を満たした場合に、このシステム改修費用の2分の1を上限とした補助金を交付する予定であり、予算要求を実施しているところです。補助金等の諸手続については、予算確定後、別途ご案内します。

※ 以下の手続を候補として検討しています。

①要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更)、②居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、③負担割合証の再交付申請、④被保険者証の再交付申請、⑤高額介護(予防)サービス費の支給申請、⑥介護保険負担限度額認定申請、⑦居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、⑧居宅介護(介護予防)住宅改修費、⑨住所移転後の要介護・要支援認定申請

2 今後のスケジュール

各保険者において、本年度中に1の(1)を、来年度以降に(2)を実施していただくこととしております。具体的なスケジュールは以下のとおりとなります。

平成30年12月頃: 当課から事務運用指針及び「申請や届出手続の検索・比較」の登録内容のひな形を、内閣官房から自治体向けガイドラインを各保険者に周知。

平成30年12月～平成31年3月: 各保険者において、ひな形を踏まえ、「申請や届出手続の検索・比較」に必要な情報を「ぴったりサービス」に登録。

平成31年度以降: 各保険者において、システム改修等を行った上で、介護保険に係る「オンライン申請」の実施。

また、予算閣議決定後に、各保険者におけるオンライン申請対応についての実施意向を確認させていただく予定です。

第3 問合せについて

介護ワンストップサービスの問い合わせは、以下の担当者までお願いします。また、デジタルPMOの問合せフォームからお寄せいただくことも可能ですので、併せてご活用ください。

第4 その他

第2の2のとおり、今後予定されている「申請や届出手続の検索・比較」の登録内容のひな形や介護ワンストップサービスの運用に必要な事務運用指針については、別途連絡を致します。

【照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係

担当: 三谷・中島

電話: 03-5253-1111(内線: 2260)

メール: nakajima-yukiko@mhlw.go.jp

- マイナポータルの「ぴったりサービス」という内閣府のサイトでは、行政手続の検索と、申請内容の入力・送信（オンライン申請）の両方を行うことができます。
- 介護のワンストップサービスについても、このサイトを活用することとしています。

行政手続の検索



オンライン申請

申請や届出手続を検索し、その詳細を確認できる。

申請内容を入力し、自治体へ送信することができる。

（現行のぴったりサービス（子育てワンストップ）のイメージ）

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
児童手当
 受付開始日：2018年05月30日
 児童手当等を受給するには、受給資格および児童手当の額について、住所地の市区町村長の認定を受けてください。[（手続詳細はこちら）](#)
電子申請可

未支払の児童手当等の請求
児童手当
 受付開始日：2018年05月30日
 受給者が亡くなり、未支払いの児童手当等がある場合には、その分の支払いを請求することができます。
[（手続詳細はこちら）](#)
電子申請可

戻る
申請する >

step1 連絡先入力
step2 申請者情報入力
step3 申請情報入力
step4 入力内容確認
step5 添付書類登録
step6 書類確認
step7 電子署名付与
step8 印刷・送信

申請者情報の入力

※ブラウザの「戻る」は使用できません。ページ下部の「戻る」ボタンを使用してください。

申請する手続

ぴったりサービスで次の手続を行います。

手続名	申請先
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	東京都板橋区

申請者の情報を入力してください。

お使いの機器によってはカード券面情報の取り込みは利用できない場合があります。

マイナンバーカードを使って、氏名（漢字）、住所、性別、生年月日の自動入力ができます。PCをご利用の場合はICカードリーダライタが必要です。またマイナンバーカード読み取り機能に対応したスマートフォンからもご利用できます。

必須 氏名（漢字）	<p style="font-size: x-small;">※全角文字で入力してください。 ※姓名の間には空白を入れてください。 (例) 山田 花子</p> <input style="width: 90%;" type="text" value="(例) 山田 花子"/>
必須 氏名（フリガナ）	<p style="font-size: x-small;">※全角カタカナで入力してください。 ※姓名の間には空白を入れてください。 (例) ヤマダ ハナコ</p>

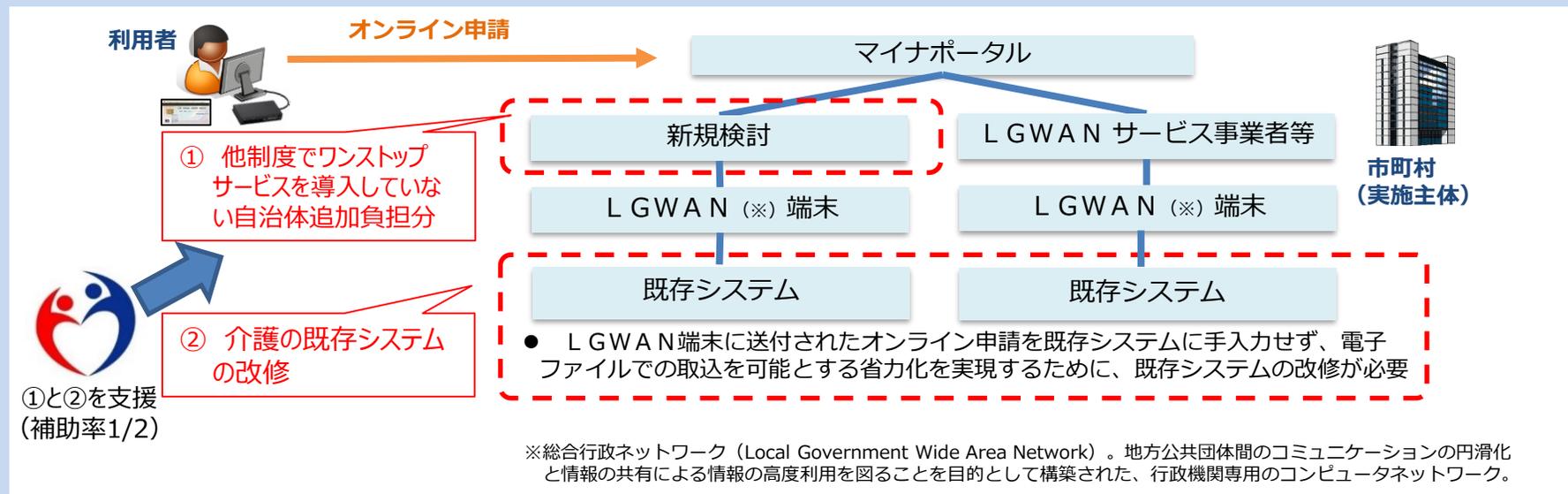
平成30年度第2次補正予算案：15億円

事業概要

- 要介護者・要支援者数の増加が見込まれている中、要介護者等を支える家族・介護事業者・保険者の介護に係る手続等の負担増が想定される。このため、要介護・要支援認定申請等の介護分野の申請手続について、オンライン申請を可能にすることで、被保険者等・保険者双方にとって手続の簡素化が図られ、これらの者の負担軽減が期待される。
- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）等の政府方針においては、介護分野の申請手続におけるワンストップ化について、平成30年度から平成32年度までに推進することとされ、本年度からシステム改修等を開始することでマイナポータルを活用したワンストップサービスを速やかに実現していく必要がある。
- 介護保険に係る申請手続のオンライン化を実施し、その利用を推進していくに当たって保険者のシステム改修等を支援する。

事業内容

- ①他制度でワンストップサービスを導入していない自治体に対するインシナルコストや、②介護の既存システム改修（マイナポータルに入力された申請データを自治体の既存システムへ格納・反映する機能を整備する）コストへの支援を実施。



【 I . 本人から個人番号の提供を受ける場合】

	番号確認	身元(実存)確認
対面・郵送(注1)	<p>① 個人番号カード【法16】</p> <p>② 通知カード【法16】</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12①】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合【則3①】 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事) ウ 住民基本台帳の確認(市町村長) エ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 オ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの)</p>	<p>① 個人番号カード【法16】</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1①一、則2一】</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)【則1①二、則2二】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則1①三、則3②】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p>⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【則1③、則3③】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所の確認 ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認</p> <p>⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【則3⑤】</p>
	オンライン	<p>① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【則4一】</p> <p>② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則4二イ】 イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則4二イ】 ウ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則4二イ】 エ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則4二イ】 オ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則4二ロ】 ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。</p> <p>③ 公的個人認証による電子署名【則4二ハ】</p> <p>④ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則4二ニ】 ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p>
電話(注2)	<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則3①五】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則3①一】</p> <p>③ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則3①二・三】</p> <p>④ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則3①四】</p>	<p>○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則3④】 ※ 給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。</p>

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 日本年金機構における年金相談業務での個人番号の提供を想定。本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

本人確認の措置②

赤枠：今般の事務連絡において、
本人確認のためにお示ししている措置

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
対面・郵送(注1)	<p>① 法定代理人の場合 は、戸籍謄本その他 その資格を証明する 書類【則6①一】</p> <p>② 任意代理人の場合 には、委任状【則6①二】</p> <p>③ ①②が困難である と認められる場合に は、官公署又は個人 番号利用事務実施 者・個人番号関係事 務実施者から本人に 対し一に限り発行・ 発給された書類その 他の代理権を証明す るものとして個人番 号利用事務実施者 が適当と認める書類 【則6①三】 ※ 本人の健康保険証 などを想定。</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7①一】</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)【則7①二】</p> <p>②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地が記載されているもの)【則7②】</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9①】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p>④ ①②が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって③に代えることができる。【則9②】</p> <p>⑤ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない【則9④】</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し【則8】</p> <p>② 本人の通知カード又はその写し【則8】</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9⑤一】 イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則9⑤二・三】 ウ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9⑤四】 エ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9⑤五】 オ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの)【則9⑤六】</p>
オンライン	<p>○ 本人及び代理人の i 氏名、ii 生年月日 又は住所並びに代理 権を証明する情報の 送信を受けることそ 他の個人番号利用 事務実施者が適 当と認める方法【則10 一】 ※ 電子的に作成され た委任状、代理人の 事前登録などを想定。</p>	<p>○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10二】 ※ 公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p>	<p>① 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則10三イ】</p> <p>② 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則10三イ】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則10三イ】</p> <p>④ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則10三イ】</p> <p>⑤ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの)若しくはその写し又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則10三ロ】 ※ 個人番号カード、通知カードの写しを別途送付・PDFファイルの添付送信などを想定。</p>
電話(注2)	<p>○ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告 【則9③】 ※ 本人と代理人との関係、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。</p>		<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則9⑤五】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9⑤一】</p> <p>③ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【則9⑤二・三】</p> <p>④ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9⑤四】</p>

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 日本年金機構における年金相談業務での個人番号の提供を想定。本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

各手続における添付書類等について

	手続	必要資料の 根拠条文（施行規則）	押印	被保険者証	その他添付資料（必須）				その他添付資料等（任意）	
					①	②	③	④	①	②
1	要介護（支援）（更新）（状態区分変更）認定の申請	35、40、49、54	代行申請する場合に当該 代行者の押印必須	要 ※ 被保険者証 未交付第2号被 保険者は不要					調査連絡票	診察券など主治医の氏 名等が分かるもの
2	居宅介護（予防）サービス計画 作成（変更）依頼の届出	77、95の2	不要	要						
3	介護保険負担割合証の再交付申 請	28の2	不要	不要	負担割合証（紛失の場合は不要）					
4	被保険者証の再交付申請	27	不要	要 （紛失の場 合は不要）						
5	高額介護（予防）サービス費の支 給申請	83の4、97の2	法令上不要	不要	当該申請に係る介護サービス費に係る領収書	所得状況証明書			振込口座が申請人以外の場合の委任	相続人・成年後見人が 申請する場合、相続権 等を証明するもの
6	介護保険負担限度額認定申請	83の6、97の4	法令上不要	不要	預金通帳等写し	同意書				
7	居宅介護（介護予防）福祉用具 購入費の支給申請	71、90	法令上不要	不要	当該申請に係る特定（介護予防）福祉用具 の購入に係る領収書	当該特定（介護予防） 福祉用具のパフレット	その他の当該特定（介護 予防）福祉用具の概要を 記載した書面		居宅サービス計画（介護予 防サービス計画）又は特定 （介護予防）福祉用具販 売計画	
8	居宅介護（介護予防）住宅改修 費の支給申請	75、94	法令上不要	不要	（住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅 要介護被保険者（要支援被保険者）でない 場合）当該住宅の所有者が当該住宅改修につ いて承諾したことが確認できる書類					
9	住所移転後の要介護・要支援認 定申請	法36	法令上不要	不要					要介護（要支援）認定に係 る事項を証明する書面	

赤	原本の郵送必須
青	原本の郵送不要（PDF等添付も可）
橙色	オンライン申請時に、フォーマット等に記入いただく。